

総務政策委員協議会記録

開会年月日	平成 24 年 8 月 24 日
開会時刻	午後 1 時 00 分
閉会時刻	午後 2 時 15 分
出席委員名	◎杉村 定男 ○野口 佳子 世古 明 福井 輝夫 長田 朗 中川 幸久 浜口 和久 佐之井久紀 長岡 敏彦 西山 則夫議長
欠席委員名	
署名者	
担当書記	津村将彦
審議議案	伊勢市人権施策基本方針案について 伊勢市総合計画について 伊勢市公共施設マネジメント白書について（報告案件）
説明者	総務部長、総務部理事、総務課長、危機管理課長 情報戦略局長、情報調査室長、行政経営課長 行政経営課副参事 ほか関係参与

審議結果並びに経過

杉村委員長開会宣言後、直ちに会議に入り、「伊勢市人権施策基本方針案について」、「伊勢市総合計画について」について審議され、また「伊勢市公共施設マネジメント白書について」報告されその概要は次のとおりでした。

開会 午後 1時 00分

◎杉村定男委員長

こんにちは。

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

それでは、会議に入ります。

本日御協議願います案件は、「伊勢市人権施策基本方針案について」、「伊勢市総合計画について」、及び報告案件といたしまして、「伊勢市公共施設マネジメント白書について」の以上3件であります。

それでは初めに、「伊勢市人権施策基本方針案について」を議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

部長。

●中井宏明環境生活部長

委員さん方には大変お忙しいところ、総務政策委員協議会をお開きいただきまして誠にありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、ただいま委員長さんから御案内いただきました通り、1つに伊勢市人権施策基本方針案について、2つに伊勢市総合計画についての2件と、報告案件といたしまして、伊勢市公共施設マネジメント白書についてでございます。

詳細につきましてはそれぞれ担当課長から御説明申し上げますので、何とぞよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎杉村定男委員長

人権政策課長。

●西川貴也人権政策課長

それでは人権政策課から、伊勢市人権施策基本方針案について御説明申し上げます。御手元の資料1の1を御覧ください。

本基本方針案は、伊勢市人権尊重条例を施行し、人権尊重都市を宣言する伊勢市において、人権が尊重され、明るく住みよい社会の実現に向け、あらゆる人権施策が効果的に実施できるよう、その指針として定めるものでございます。

本日御協議いただく基本方針案は、平成23年1月、伊勢市人権施策審議会に諮問し、本年7月までの間に計6回審議会を開催し、協議を重ね、去る7月27日に市長へ審議会案として答申されたものでございます。

資料1の2を御覧ください。

目次を御覧ご覧いただきたいと思います。

計画は4章立てとなっており、第1章では、基本的な考え方とし、基本方針策定の経緯としての、世界・国・県・市の状況を記載しております。

基本方針の basic 理念を、『人権が尊重され守られる、明るく住みよい社会を実現します。』とし、理念に基づいた具体的施策の基本方針について定めております。

次に、11ページから始まる第2章では、手法としての基本施策及びその方針を記載しております。

次に、20ページから始まる第3章では、12分野にわたる人権分野のうち、女性・子供・高齢者・障害のある人・同和問題・外国人・インターネットなど、各々の施策の推進について記載しております。

最後に49ページからの最終第4章においては、市役所として人権問題にどう取り組むのかを記載しております。

御高覧いただいている資料には、資料編として宣言や法律、用語解説及び年表を添付しております。

今後の予定といたしましては、9月中旬からパブリックコメントを実施し、広く市民の皆様から意見を募集し、調整の上、最終的に基本方針を策定したいと考えております。

以上が伊勢市人権施策基本方針案についてでございます。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎杉村定男委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はございませんか。

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

ひとつだけ聞かせてください。

今、西川課長からの御報告がありましたが、条例を6年前に作っております。

それで、御案内とのおり条例の中にこの基本方針を定めるということが大きく出ているわけですね。

それで、もちろんそのためには人権施策審議会に諮問してやれと、このやり方が縷々書いてあるわけですが、18年に、ちょっと僕わからんのは、18年に条例、それから尊重宣言を出しておいて、ずっと間を置いて5年ぐらいたってから、今の課長の説明でいきますと、去年の1月に、第1回の審議会を開いて縷々6回やって7月に答申をいただいとこういう形になるんですが、この遅れというのですか、このへんはどうなのですかね。

これは必ず市が作らなければならないものではないという理解をしている、必置のも

のではないというふうに理解をしているのですが、このような空間というのですか、期間的なあれが、今上げてきたというそういう経緯をちょっと説明してください。

◎杉村定男委員長

人権政策課長。

●西川貴也人権政策課長

ただいま佐之井委員さんがおっしゃられたように、この人権基本方針というものは法律によって設置が定められております必置のものでございませんし、また、作ることができるという努力目標が掲げられたものでもございません。

市として、自治体としてその施策の根底にあります人権というものを大切にしたいということから、各自治体が作っているものでございます。

そういう規制の強度はないにせよ、これが合併から今まで5年間、策定が遅れたということの理由にはならないと思いますけれども、いろいろな調整の中で、審議会の設置が遅れたというふうには聞いておりまして、それ以上のちょっと細かい、なぜここまでこの方針の策定が伸びてきたのかというところまでは存じておりませんので申しわけございません。

◎杉村定男委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

当局はそうするとどう考えておられるのですか。

本来なら18年の7月31日に条例ができていますね。

で、要るのだったら、間髪とは言わなくても、やっぱり、審議会を設置して、私はこれを作ることに賛成です。

ただ、なぜ今まで放っておいて今かなと。

このことが今の課長の答弁ではちょっとやっぱり分かりにくいところがありますので、中井部長さん分かっていたらひとつお答えください。

◎杉村定男委員長

部長。

●中井宏明環境生活部長

ただいま佐之井委員のほうから御指摘いただきましたとおり、条例のほうにつきましては18年の7月31日付けで制定をさせていただいているというものでございます。

本来であれば委員仰せのとおりですね、直ちにと言いますか、なるべく早い段階で伊勢市の方向を定めるべきであったというふうには理解しております。

それにつきましてはお詫びを申し上げたいというふうに思います。

今、いずれにいたしましても合併後、それぞれの施策を講じながらしてきたというようなところもございますが、やはり遅れたという事実がございます。そのへんにつきましてはお詫び申し上げたいというふうに思います。

◎杉村定男委員長

ちょっと部長さんにお伺いしますが、遅れた理由を聞いているわけですので、その点をもう一度お願ひしたいと思います。

部長。

●中井宏明環境生活部長

私ども、引き継ぎの中でお聞きしておりますのは、本来ですと早急に作らなければならぬということをございますけれども、先ほども課長が申し上げましたとおり、その審議会等の設置が遅れてきたということで聞いておりますので、それ以上の答を、私ども今の段階では申し上げられないということでございます。

◎杉村定男委員長

よろしいですか。

○佐之井久紀委員

まあ、放っておいてあったというわけですね。よろしいです。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

世古委員。

○世古明委員

すいません、ちょっと教えてほしいんですけど、これ方針案を策定されて、何ページか、ページ数にすると50ページくらいあるのですけれども、大半は現状とか課題とかそういうところが書かれておって、それはそれでいいんですけども、今後遂行に当たってというのは何か淡白なような気がするのですが、いろんな科目の中の現状と課題がある中で、この現状を見て課題についてはこうだというものがもうちょっと出てくるのかなと思うんですが、これはこういうものなのですか。

◎杉村定男委員長

課長。

●西川貴也人権政策課長

先ほど御説明申し上げた中にもありました、人権12分野の中の分野別施策の中にも大きな政策の方向性を記載させていただいて、その後段にですね、基本計画レベルの事

務が記載させていただいております。

人権という分野は各行政分野すべてに渡るものでございまして、その人権だけに特化した事業というものがなかなか簡略に、明快に記載できないというような性格のものでもございます。

現在各分野におきまして各課が進めております事業の中で、基本方針の中に記載しております方向で、さらに人権という分野を意識して進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願ひいたします。

◎杉村定男委員長

世古委員。

○世古明委員

すいません、例えばどのへんの部分を見たら分かりやすいですか。

◎杉村定男委員長

環境政策部長。

●中井宏明環境生活部長

先ほど課長が申し上げましたとおり、やはりそれぞれの分野、広い分野で人権というのは関わってまいります。

例えば、女性の場合ということで1番上に、1番最初に、20ページのところですね、分野別施策の中で女性の人権というのが書いてございます。

これにつきましては、私たちの市民交流課のほうで担当いたします男女共同参画というところに影響してまいりますので、その男女共同参画の中で女性の人権も併せ持つて男女共同参画の基本計画を策定いたしまして、その中の事業をしていくということになります。

単なる女性の地位向上というだけでなくやはりそれには、根底には人権という問題があつて男女共同参画というものを考えていこうというような形で、それぞれの分野別の計画等も策定することになりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

◎杉村定男委員長

世古委員。

○世古明委員

私の理解が不足しているのか、現状と課題というところに、もう既にこれから取り組み内容も入っているということなんですか、それでよろしいですか。そういう理解で。

◎杉村定男委員長

人権政策課長。

●西川貴也人権政策課長

今、部長が男女の問題について申し上げましたが、全編に渡りましてそれぞれの分野の冒頭に現状と課題がございます。

その後に基本方針という大きな方向性を書かせていただきまして、その基本方針の中でも柱立てを分けまして、中抜きの四角でそれぞれの計画といいますか、事業の方向性を書かせていただいているのが現状と課題に対する施策の方向というふうに御理解賜りたいと思います。

◎杉村定男委員長

世古委員。

○世古明委員

基本方針の中でそういうものが謳われていると、それぞれの項目で。

今後こういう基本方針案を策定されて、これから進められていくに当たって我々が確認しようと思ったらどういうふうなことを見たらよろしいのですか。

その都度、この人権基本方針方針にのっとってこれをやられてる事業とかこういう取り組みなのだなというのが、何を見たら分かりやすいですか。分かるようになりますか。

◎杉村定男委員長

人権政策課長。

●西川貴也人権政策課長

これも先ほど部長のほうからも申し上げたとおり、各分野の方向性をこちらのほうで記載しておりますけれども、実際の実務に関しましては、各担当課のほうで、それぞれの計画等に基づきまして進めさせていただいているのが現状でございます。

ですので、そういう実施部門での計画の内容とか、或いは実績の決算内容、こういったものの中で、この方針に謳っている方向が守られているかどうかという点でチェックをいただければというふうに考えております。

この人件という分野は非常にソフトを中心とする分野でございますので、なかなかこれだけで、この人権という分野でどういう成果があったというのは出しにくいというのが現状でございます。

本来ならば、方向性を打ち出しましてその結果こうなりましたというふうに報告をさせていただくと非常に分かりやすいかと思うのですが、この人権という性質上、各課の業務の中で、それが守られているかどうかというところで御判断いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎杉村定男委員長

世古委員。

○世古明委員

これで最後にしたいと思うんですけど、いろいろ現状と課題をどれだけ書いても、それがこれから施策を遂行していかないと意味がないと思うんですよ。

そのために現状と課題を整理されているのだから、そういう面をやっぱり分かりやすくして皆が基本方針はこう書いてあったけれども、どうなのだということが言えるようやつていかないと、今現状と課題を書いただけで白書的なものになって終わっていくような気がするので、ここでちょっと言わせていただきましたけれども、このへんもうちょっとこれからも分かりやすくしていただくことをお願いをするというか要望して終わりたいと思います。

◎杉村定男委員長

他にありませんか。

福井委員。

○福井輝夫委員

29ページの、いじめ、不登校、虐待などに対する取り組みというところで、少しちょっと確認させていただきます。

これ5つ項目が書いてございまして、いろいろ対象なんかについては、いじめを生み出さないようなより良い関係の醸成に努めますとかいうようなことで、これについては何も異論はございません。

ただ、例えば今、いじめ等が非常に日本全国的に問題なっております。

その中で、いじめが発生した時の対処の仕方とかですね、そういう部分についてまで踏み込んで、そういう取り組みについては書く必要がないのか、それについて考え方をちょっとお伺いします。

要望的なことしか書いていませんので。この項目大体について、早期発見に努めますとか、問題の防止、啓発活動に取り組みますというようなことでございます。

それが例えば起こった場合ですね、どうするか、そのへんの対処の仕方によって問題が大きくなるか、また非常に良い環境になるかというのが、今日日本の中で非常にそのへんが大きな問題になっていると思います。

このいじめに対してやはり積極的な取り組みが市としても必要かと思いますので、そこまで書く必要がないものなのか、この基本方針、人権施策基本方針という考え方の中では、そういうところまで踏み込む必要がないのかどうか、その考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

◎杉村定男委員長

環境生活部長。

●中井宏明環境生活部長

先ほど来、お答えさせていただいているように、やはり人権は非常に幅が広うござ

います。いろんな分野に及ぶということがございますので、やはり今御指摘いただきました子供の人権、いじめ等に関しては方針といたしまして、人権に関わる方針といたしましてこういうふうな視点で事業を実施してほしいという思いがございます。基本的な理念を定めております。

それらの中で、例えば子供のいじめ問題、不登校等になりますと、教育委員会のほうでそれぞれの諸計画と申しますか、定められるということになりますので、この視点でもってそういうふうな計画を定めていただきたい、事業を実施いただきたいということになりますので、詳細につきましては先ほども申しました個別のそれぞれの計画の中で、表していくものというふうに理解しておりますので、よろしくお願ひします。

◎杉村定男委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

その担当部署でまた更なる細かい対処の仕方とか、そういうのをすると。なされるということですね。はい、分かりました。

私が思うには、いじめ等の場合、以前はどこでも隠すというようなのが一般的だったのでないかなと。いじめが起こると、そこの学校の評価が下がるとかいうような何となくそういうような概念があって、それで外に出したがらないというのがあったかと思います。

それではいつまでたってもいじめというものがなくならない。やはりいじめが起こった場合、その事実が確認された場合はやはり学校とか教育委員会とかその問題を共有ですね、他の学校も共有して全市的に取り組むというようなことをしない限り、それとまた家庭の対応等も積極的にする必要もあると思いますけれども、そういう面で詳細はまたそのそれぞれの教育委員会というようなことになったということですので、そういう面を十分反映してやっていただきたいと思うのですが、そのへん、今何かこう、そのへんについて、こういうふうになっているよとかいうのがありましたら、ちょっとここで答えられるようでしたらお聞きしたいと思いますけれども。

◎杉村定男委員長

学校教育課副参事。

●加藤眞弓学校教育課副参事

今、議員さんが仰られたとおり、私どもの中でもまずは子供1人ひとりの話を直にしっかり聞くということを基本に、いじめの未然防止、早期発見に努めております。

そしてもし起きた時には学校だけではなくて、家庭も教育委員会も皆でネットワークを作りまして、その中で子供を大事に解決に当たっていきたいと考えて取り組んでおります。

よろしくお願ひします。

◎杉村定男委員長

よろしいですか。

他にございませんか。長田委員。

○長田朗委員

今いろんな方々が質問をされてですね、答えていただいたのですけど、基本方針というものはこれ、具体的には人権に関する基本方針、これは現状を写し取って基本方針としたというわけじゃないと思います。

これはあくまでもあるべき姿っていうのを写し取ってこういう形になったと。

しかし現状伊勢市の取っている今の人権に対する施策については、必ずしもイコールじゃないと。

で、あるべき姿はこの高さであると。しかし現状はこういう高さだと。そうなればそこで落差が生じたということで、そこでその落差をもって問題があるというふうに言うわけだと思います。

で、何が言いたいかというと、今、人権というのは多岐に渡ってなかなか定数化が難しいと。評価するにも評価が難しいという話がありましたけれども、僕はそもそもそんな考え方をして基本方針を出すのは正しい考え方ではないと思うのです。

それは数字化しにくいかも分からぬけれども、いろいろ議論をしてですね、果たしてこの基本計画に合うものかどうかというのはですね、これはやっぱり数値にはならなければ、言葉になって、或いはその子供の人権が守られていない事例があった場合には、反した事例があるということで報告として上がってくるということで、数値にはならないけれども、実際この基本計画に合った内容かどうかというのは判断できると思うのです。

問題はですね、この1番最後に書いてある部分やと思います。問題というか大事なところは50ページ。50ページの1番最後に書いてあるのが、この基本方針の進捗状況については定期的な評価、点検をし、必要に応じてこの基本方針の見直しを行いますと書いてあるわけです。

ですから、その定期的な評価をするということはですね、このへんはやっぱりきっちりと現状とこれとを照らし合わせてですね、足りないものを補っていくということもしていくということで、この基本計画をより良いものにしていくというこの理念が書いてあると思うのです。

だからそういう良いことも書いてあるのだけれども、答弁から來るのはどうもこうあいまいな表現しかなくてですね、そもそもこの基本計画はなかなかチェックがしづらいものだというふうな回答があるので、自己矛盾があるのでないかというふうに感じたのですけどその点ははいかがですか。

◎杉村定男委員長

人権政策課長。

●西川貴也人権政策課長

ただいま御指摘いただきました点、私も非常に感じておるところでございます。

ただ、他の計画もののように目標年度何年度、何年毎に見直しをするという性格のものでないために、私先ほどのような発言をしてしまって、少し説明に不足があったかなというふうに反省しております。

人権といふものは本来、守られなければならぬ、皆が幸せになるべき根幹にあるものということにつきましては、どこの市町村、どの時代においても変わらないものだと思っておりますので、この先いつ見直しをするという定期的な計画は今のところは持ち合わせておりません。

ただ、こちらには今既に状況が日々変わってまいります。

今までなかったインターネットの問題といふものも、最近は非常に大きな問題になっております。こういう世の中の動きに合わせてこの計画を見直していきたいというふうに、基本方針を見直していきたいというふうに考えておりますし、それに合わせてそれまで放っておいていいのかという問題ではないと思いますので、今御指摘を受けましたような定期的な評価といふものも、積極的に取り組んでまいりたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

◎杉村定男委員長

長田委員。

○長田朗委員

ここに定期的と書いてある以上ですね、やっぱり定期的にやらなければいかんと思います。例えば5年後に見直すとか、そういう方針もなければいけないのでないかと。

基本計画はやっぱりこういう輪郭がちょっと定まらないような表現があるといふのはよくあることですけれども、更にこの基本計画の次にですね、各課がですね、それぞれのこれに沿った現在その、沿った形でいろんな施策を行えているかどうか、或いはあるものはこれにかなりニアリーアイコールで等しいものがあるし、あるものについてはかなり遅れているものもあるとか、そういう各課でそれぞれの今行っている施策と照らし合せですね、そういうのを皆さんが出した上ですね、スタートライン、初めて基本計画が生きたと。

で、そこからカウントして5年後だったら5年後にまた同じようなことをしてですね、この5年間基本計画があったがためにこういうふうな形で良くなつたとかいうふうなチェックができるのではないかと思うので、1点目は府内でそれぞれの課で応じてこの基本計画を策定された後にはですね、それそれがそういうチェックしたもの出すということと、それと定期的といふのであれば定期的といふの時間を決めてですね、しかるべき時にその状況が変わつたかどうか、改善されたかどうか、そういう検討が必要ではないかと思うのですが如何ですか。

◎杉村定男委員長

環境生活部長。

●中井宏明環境生活部長

委員仰せのとおりだというふうに理解しております。

先ほども申し上げましたように、この事業を実施していくに当たりましては、それぞれの各課の方におきまして個別の計画というのが作成されております。それらを検証する中でですね、私どもこの基本方針に書いてあることができておるのか否かということも含めまして、それができていないということになれば、その現状といたしまして、さらに改善するためにはどのような形を取るべきかといういうような形で見直しをしていきたい。

それぞれの基本方針そのものは何時というふうなことは定めておりませんが、計画の中には期間を定めておりますので、それらと合わせまして見直しをしていきたいというふうに思います。

◎杉村定男委員長

よろしいですか。

他にございませんか。よろしいですか。

御発言もないようありますので本件につきましては、この程度で終わります。

続きまして、「伊勢市総合計画について」を議題といたします。

当局からの説明をお願いいたします。

行政経営課長。

●大西要一行政経営課長

それでは伊勢市総合計画につきまして、資料2に基づき御説明いたします。

現在の総合計画、みんなのまちの計画の基本計画は、平成24年度末で期間満了を迎えることから、今後の総合計画のあり方について検討する必要がございます。

検討するに当たり、勘案すべき背景といたしまして、1つは、平成23年8月に地方自治法の改正により、市における基本構想策定の義務づけが廃止されたことあります。

この改正により市町村は自らの責任と判断に基づく政策的裁量を発揮できる領域が広くなったととらまえることができます。

基本構想の策定義務が廃止され、市町村の自主性を発揮できる状況において、総合的かつ計画的に行政運営を進めるために、平成25年度以降の総合計画のあり方について検討を進めてまいりました。

検討を進めるに当たり、現総合計画について検証をいたしました。

現総合計画の長所といたしまして、目指すまちの姿及びそれを表す指標が示されており、目指すまちの姿が分かりやすい、或いは指標の推移を毎年度ごとに把握したことにより、まちの現状及び市民実感等の変化を把握することができる、などが挙げられます。

一方、短所といたしましては、基本計画において行政活動が一覧化されていないこと

から、行政が何をするかが分かりにくい。各種個別計画との関連が分かりにくい。具体的なまちの課題が分かりにくい。基本計画期間と市長任期にずれがあることから、市長の目指すまちの姿と重複し煩雑となる、などが挙げられます。

そこで、今後の総合計画については、次のような考え方で進めたいと考えております。

まず、従来の総合計画において、まちの将来像やまちづくりの理念などを示している基本構想については、町の大きな方向性を示す最も重要な考え方であることから、従来通り議決を要件とし、議会との対話を通じて策定してまいりたいと考えております。

次に、従来の総合計画において基本計画と呼ばれていた内容についてですが、複数の総合的な計画を要することは、組織を運営する上において効率性、分かりやすさなどの点からは整理していくことが望ましいとの考えから、市長の任期や目指す政策も勘案し、基本計画を策定したいと考えております。

最後に、従来の総合計画において実施計画と呼ばれていた部分については、基本計画に基づき作成し、進捗管理を行っていきたいと考えております。

以上が今後の総合計画の策定における考え方でございます。

従来の総合計画における考え方と大きく変更する点といたしましては、市長の任期に対応して策定する点にあると考えております。

ただ、現総合計画が平成24年度末で期間が満了し、平成25年度から総合計画を策定すると非常に期間が短い計画となってしまうことから、次期の総合計画は平成26年度以降の計画としたいと考えております。

その計画を策定する時点において、どのような計画にするのか。その策定の方法も含めまして、委員の皆様とも協議し決定していきたいと考えております。

裏面をお願いいたします。

そこで、平成25年度の計画をどのようにするかという課題がございます。

この課題への対応といたしまして、平成25年度における考え方について御説明をさせていただきます。

まず基本構想についてですが、現総合計画の基本構想を継続して基本構想としていきたいと考えております。

御存知の通り現総合計画の基本構想については、合併時に策定された新市建設計画のまちづくりの基本方針を引き継いだもので、合併時における新市への思いが盛り込まれた内容であり、尊重すべきものであることから、継続して伊勢市の基本構想としてまいりたいと考えております。

次に基本計画についてですが、基本計画については、平成25年度1年間の市政方針を作成したいと考えております。

平成25年度、1年間の施政方針について、現時点で考えている構成等について御説明をいたします。

まず構成については、例えば教育、環境のような分野に分け、それぞれの考え方、実施する事業等を示したいと考えております。

また分野を分ける際には、これまでにも毎年度作成しております行政活動報告書、伊勢のまち、伊勢の行政の分野分けと統一したいと考えております。

具体的な分野分けについては資料に記載の8つの分野でございます。

また、それぞれの分野における基本施策や主要事業を市民の方にも分かりやすく示すように努めたいと考えております。

次に策定方法についてですが、既に策定されている各分野における個別計画や伊勢市やさしさプランなど、現在の市の方針を序内で整理し作成したいと考えております。

各個別計画については、多くの計画が市民の方からの御意見や有識者の方々の意見も踏まえて策定されたものであることから、尊重すべきものと考えております。

今後作業を進める中におきまして、先ほども御説明いたしました各分野別の個別計画について、市の計画の中における関連等も合わせて計画体系を整理し、一覧化したいと考えております。

次に今後のスケジュールについてですが、平成25年度予算の要求時点の内容と調整しながら、序内において作成作業を進め、2月の総務政策委員協議会において、その内容をお示ししたいと考えております。

また現総合計画における各指標につきましては、継続して精査を行った上、必要な指標或いは重要な指標については継続して管理をしていきたい。まちの課題を把握するツールとして使用していきたいと考えております。

以上、伊勢市総合計画について御説明いたしました。

御協議のほどよろしくお願ひをいたします。

◎杉村定男委員長

ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

ちょっと分からぬところがありますので確認をさせてください。

基本構想は確かに平成20年の3月議会で議決しておりますからこれはまだ生きていると思うんですね。

ですから継続していくということで、これはいいかと思います。

うちの場合は3層構造、どこでもそうだと思いますが、基本構想、基本計画、基本計画は大体5年ですけど、それから実施計画と、こういう3層方式になるのですが、ちょっと分からぬのは、24年で基本構想は生きている、繋いでいく。

そうするとそれに基づく基本計画は5年の期間が今年度で終わる。そうすると来年度からは、本来なら今年、市民会議か何か、総合計画を作る市民会議がありますね。そこできちんと決めていくというのが本来のスタンスです。本来というか今までのスタンスですが、市長の選挙があるので、この1ページ目の表の4番の、今後の総合計画についての考え方の所で、(2)の基本計画についてということで縷々書いて、市長の任期と合わせ市長の目指す政策を盛り込んだ計画を策定する。

それから裏はちょっと関連するのですが、5の(2)市政方針を策定する、25年。そ

うするとずっと降りてきて、6番の策定方法の所のスケジュールの所は、来年度の予算要求の内容と調整する。

基本計画というのは伊勢市の将来のビジョンですから、何も市長の目指す政策を基本計画にする必要はないように思うのですが、こちらへんの考え方はどうなのですか。

◎杉村定男委員長

行政経営課長。

●大西要一行政経営課長

まず総合計画の今後の考え方の中で、市長の任期に合わせてという所について、それから市政方針、それから予算の時点ということで、その関連というんでしょうか、市長の目指す計画との点についてということで、まず1点がですね、昨年8月の時点で、法改正がなされまして、今まででは基本構想、即ち総合計画と言い換えてもよろしいかと思うのですが、スタンダードなところでは委員仰せのとおり3層構造のような計画がですね、義務づけられていたと。

その点が1点なくなったり、義務付けがなくなった段階でですね、責任が重くなったりという点がありますが反面、市政においてですね、その総合計画をもって、政策といいますか若しくは戦略的にですね、進めていくことができるというところもありまして、時期的な問題で1つは平成25年3月末でもってですね、基本計画が切れるというタイム、去年の8月、それから来年の3月、それからその後、伊勢市長選挙があるというところで作り方に関してですね、いろいろ検討をさせていただいております。

その時点での他市の例も参考にさせていただく中で、総合計画とローカルマニフェストと言いますか市町の政策も含めてですね、そのへんが2本立てであると市民の方も含めましてですね、行政運営上も含めまして根拠的には1つに、元をたどれば1つというような状態がですね、市民の方に分かりやすいのではないかというところがございまして、ひとつ市長の任期というところでいければ、26年度から本格的な計画を作成させていただき、その計画につきましては議員のかたも含めましてですね、つくり方、若しくはどのようなものにするかも含めまして、改めて御議論をいただくというふうにできないかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

◎杉村定男委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

基本構想は生きているのですよ。20年に議決して。これあなたのところが継続すると言っている。それはそれでいいのです。

それに基づく基本計画が、今の説明によりますと26年から本格スタートで、25年は仮基本計画でいくのだと、それでその策定の方法については今の課長の答弁ですと、市

長のローカルマニフェストとどうこうというお話が出ているけれども、マニフェストというものは基本計画を具体化していくのに市長としてその中の重点目標をパッケージして、私はこうやるということを出していくのであって基本計画があって市長のマニフェストが来るのですよ。

市長のマニフェストと基本計画を一緒ににしてやろうというふうに私は理解を、間違っていたら指摘してくださいよ。私は何かそんな感じを受けるので。25年ですよ。それでいいのですか。

◎杉村定男 委員長

行政経営課長。

●大西要一行政経営課長

委員仰せの通り 25年度、26年度から本格でということで 25年度、1年間の計画というふうに考えた中でですね、現在、個々の個別計画というのがございますので、そのへんもしっかり見た上でですね、現在、個々の計画の繋がりというのでしょうか、体系的なものが明確に分かりやすくというございませんので、そのへんもしっかり分野別に整理させていただいて、その分野別の政策も1年間のものでございますが作成していただきて、分かりやすく表示をしていきたい。

そのために、予算要求ですか事業の内容も精査した上で、作成をしていきたいというふうに考えているものでございます。

◎杉村定男 委員長

佐之井 委員。

○佐之井久紀委員

25年度は、24年で切れますから、上の本流は生きているわけ。

切れますから、26年で本格的に考えたいということで、25年度も作っていかなければいけない。作り方としてここに書いてあるように、市長の目指す政策を盛り込む。これはマニフェストじゃないですか。

基本計画に市長のマニフェストを持ってきてもらうというと、これはちょっと如何かなという気が正直します。これ間違っていたら指摘してください。

ですから、執行機関の長の方針が基本計画になるような気がするのです、私は。違いますよというなら指摘してください。というのは、基本計画についてはこの裏のほうで市政方針を作成するわけですよ。しかも 25年度予算要求と調整するわけですよ。あくまで執行機関の長側にウエートを置いた基本計画になる色彩が強いと思うのですが、違いますか。

◎杉村定男 委員長

局長。

●森井啓情報戦略局長

ただいま佐之井委員さんから御質問でございます。

まずはちょっとくどいようになりますけれども、昨年の8月に自治法改正の施行が8月1日に出されまして、従来型の旧の基本構想と言われる部分の義務付けがなくなったということは御案内の通りと思っています。

ただ、伊勢市の場合につきましては、基本構想につきましては現状期間を定めずということをしておりますので、それ自身は構想は生きている。このことも現実でございます。

ただその後、基本計画の分野でありますとか、実施計画の分野でありますとか、これについては、今後の伊勢市につきましてもどのようにしていくかということは非常にフリーハンドになったという部分が1つはあるかと思っております。

その中で、まず市長選挙云々ということで今話が出ておりますけれども、来年の11月を見越した時に、今の基本計画の期間が24年度末、それからそこから、今まで通り5年間の基本計画というのを、これまでどおりに今の考え方で作っていく形にするよりも、あくまでその26年、25年の新しい形がどのようになるか分かりませんが、新しい考え方の中で、その法改正のことでも踏まえながら、どうしていくかということを再度御議論いただく機会を持ちたいなというのが1つございます。

その中で、本当に短い7カ月若しくは1年間の25年度をどうしていきましょうかという部分につきましては、ローカルマニフェストをどうのこうのというのではなくて、これまで当然ながら、実務型の計画として、それぞれの個々分野別の計画、個別計画というのがあるかと思いますので、それらのところを整理した上で、なおかつ25年度にやらなければならない。それらの計画に基づいた仕事というのを整理した上で基本計画に変えた形の市政方針を作っていくみたい、そんな考え方でございます。

くどいようですけれども25年11月、また26年度に向けて新たな考え方につきましては、私どもも序的な議論を何回か重ねた上で、現時点では、市長任期に合わせた形のスパンで考えていく、これは他市の例と言いましたけれども、いろんなところでそのような形が取られているケースもございまして、これまでの基本計画、総合計画の中の基本構想と基本計画の分野につきましても、何と言いますか目標設定型というかそのような感じの総合計画、基本計画の分野が多かったと思っておりますけれども、今後は市長を含めて議会とも相談しながら、その任期の中でどんな形をやっていくかということは、実際には新たな現職の市長として定める以上はマニフェストいうよりも行政計画になるわけですので、そのへんのところを議会の皆さんと相談をしながら、4年間に何をしていくか、そういう実務型の基本計画の形につくっていくのも1つの考え方であろうということで、今現状提案をさせていただいております。

あくまでこれは、その時にもう一度、再度御議論願っていきたいということでございますので、御理解賜りますようお願ひいたします。

◎杉村定男委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

マニフェストと合わせるということではないのでしょうか。どうですか。

◎杉村定男委員長

情報戦略局長。

●森井啓情報戦略局長

マニフェストと申し上げますと、私の理解としましては、そういう選挙等々に臨む時の公約と言いますか、そういう考え方であるというふうに考えております。

実際のところ、それは為政者として、首長として実際に職務について以降、それをどのような格好で行政計画に定めしていくのかということは当然ながら予算というのも含めて、事業を執行していくには議会の皆様方の同意も要るということがありますので、それを根幹にしながらも、政策を打ち出していく部分については、市長の政策でありそれを計画に定めた時には当然ながら、議会との相談、議決も含めた上での予算という意味ですけれども、上での行政計画になっていくというふうに思っていますので、実際にはちょっと変な話ですけれども、そういう選挙という部分を基準に考えますと、マニフェスト選挙という部分がなされた上で、新たなその執行体制できた上では、それを意識しながらも行政計画に乗っけて、政策として展開していくというのはありうる形だと思っておりますので、マニフェストはマニフェストというのではなくて、市長の政策として、改めてそのかかるべき時期には計画の中に載せていく。

そして実務型の計画として考えていく。と言いますのも、3層型の考え方というのが先ほど出ておりました。この説明の中でもそのような格好で話もさせてもらった部分もございますけれども、例えば調布市さんなんかですと、これまでの3層型の部分の基本計画と実施計画の部分を2層型のような格好で定めて、その下に事業、予算をくっつけていくというようなそんな考え方もされている、これまでの総合計画の作り方というのもございますので、そのへんのところも改めて研究しながら実務型の管理しやすい計画にしていく、そのような考え方でございます。

以上でございます。

◎杉村定男委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

私は25年を特に問題で言っている。25年に限ってと言うのですか、25年を特に言っているのですが、マニフェストというのは、基本構想、基本計画なら基本計画の中で、特に現職市長が再選を目指すような場合は例えば、その基本計画、市民が入って作った計画がその中で、これとこれはというパッケージして、重要施策を自分でパッケージして、市民の皆さんとこうしますという訴えをしていくのが、私はマニフェストだと思う。

だからあくまでも基本計画が上にある。

それと、ここで私が問題に思いますのは、市民の意見というのは 25 年度はもう入らないわけですから、市民会議の中に、まちづくり市民会議の中に、会則の中に基本計画は市民会議で策定するというふうに書いてありますよ。

だから市民の計画は 25 年度は入らないのかなという心配をしている。

もう 1 つはですね、財政的に資源が少なくなっていますから、あれもやる、これもやるというような基本計画、市長の選挙のマニフェストになると、あれもやる、これもやるが多いのです。それは上がらなければいけないから。

だけどこれからは分かりやすく言えば、これとこれとはやめておく。あれもやる、これもやるではなく、これとこれはやめておかなければならぬという計画を先にしていかないと、財政責任が少ないですから、そういう基本計画を立てていかなければいけない。基本的には。

それにはやっぱり民の話を、今までまちづくり市民会議というものがありましたから、なぜここは市民会議の「し」の字も出てきていないのか、そこらへんもよく分からぬ。

それと、個別的なものとも調整しなければならないし、新市建設計画との調整も要りますけれども、それは当然、24 年度に切れますけれども、例えば環境基本計画なんかは 26 年までです。

地域福祉計画なんかは来年までですか、25 年度までというように重なってくるわけですから、それは調整は当然ここへ「します」と書いてありますけど、私は、何故かと言うとこんな錢の無い時にはですね、市長の政策をマニフェスト化するということになると、財政フレームが緩んでくるのですよ。金の使い道があれもこれもとなってきますから。私はそれを心配しているのです。

なので、少なくともそこらへんは民のほうの手法というのはどこへ入るのですか。これは当局がみんな決めていきますね。議会には報告するだらうけど。それはどうですか、民。

今まで市民会議というのをつくって、市民会議がいろいろ決めてきたわけですよ。市民会議の「し」の字もこれは入っていません。25 年度は執行部だけで決めるのですか。

そんな基本計画なんてないと思うけど。間違っていたら指摘してください。私はこれを見ているとそう思ってならないのです。

◎杉村定男委員長

情報戦略局長。

●森井啓情報戦略局長

市民会議につきましては、24 年度までこのみんなのまちの計画を作るに当たりまして 19 年度に設立され、1 年間かけて総合計画の素案を作られることにつきまして御努力いただきまして、その後、進行管理等々していただいております。

24 年度末をもって一定程度の役割、今の市民会議につきましては一定程度の役割を終えたということで、皆様方の全体会議の中で 3 月 31 日をもって一旦はリセットするという方向性で今、考えてもらっております。

その後、第2ステージとしてどのような形の市民会議という名前になるのかどうか、それも含めてですけれども、どのような形になるかというのは今、準備委員会の設立も含めて、今後の検討課題というところで今動いているのが経緯でございます。

民が入らないのかということでございますけれども、基本的には25年度につきましては先ほど申し上げましたように総合計画を作る作らない、基本計画をどうするどうしないということの全体的な考え方として、今後作っていく方向でということは、私ども事務方のほうでも意識はしておりますし、それにつきましての全体的な、本来的な今後の伊勢市の総合計画をどうしていくかということにつきましては、先ほど申し上げましたように25年度のしかるべき時期、26年度、そのへんのところで再度協議をしながら、構想と計画、それから実施計画をどうするのかもありますけれども、そのへんのところの策定の方法論についても御議論していただきながら、進めていきたい。

それはちょっと言ったら、そこらへんのところに時期を譲っているというような考え方でございます。

25年度につきましては繋ぎと言いますか、来年1年間につきましては、当然ながらこの分野別の計画等々の枠組みの中で、当然ながらその今の計画、個々個別的な計画というのは、それぞれの所管におきましてはどちらかと言いますと総合計画よりも身近な計画としてそれを基に仕事をされているというふうに理解をいたしておりまして、そのところに定めた部分というのは、今の当然ながら市長も私ども事務職、技術職含めて職員も、計画のあるべき姿として理解しているわけでございますので、その範疇の中で、来年度するべき仕事というのを予算という形で形作っていく部分、そのへんのところで25年度にやるべき部分というのを、基本計画と言いますか、繋ぎの部分としての1年間の執行布陣的なもので、そのような形のもので整えて1年間繋いでいきたい、そんな考え方でございます。

○佐之井久紀委員

よろしいわ。

市民会議は、今のメンバーはなくなってまた新しく作るのですか。

○杉村定男委員

局長。

●森井啓情報戦略局長

全体の意向としまして、今の市民会議は6分科会で動いておりますけれども、先ほど申し上げましたように来年3月31日をもって一旦リセットする、そこまで決めていただいております。

その後、続いて来年の4月以降と言いますか、その時にどんな形でどういう役割を持って、どんなメンバーでもそうですけれども、やっていくか、それにつきましては、今の会員さん等々に御意見を聞きながら、次のステージにどう移っていくかということを今調整させていただいている、そんな中で何らかの格好で続けていくという方向性を持

たれている方がお見えでしたら、その中で準備委員会をつくりながら、形、それから役割等々詰めてもらって、来年の4月以降の流れにしていきたい。

今のところそれがどんな形で継続されるかどうかということにつきましては、ちょっと今のところ未定ではございますけれども、そんな状況でございます。

◎杉村定男委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

最後にしておきます。

私はそういうふうに先ほどからちょっとくどいように言っているのですが、市長のめざす政策を盛り込んだ計画を作るということになると、市長っていうのは、あれもやるこれもやると訴えなければなりませんから、いわゆる、財政フレームが緩むのです。

それは、今後そういう財政運営が持続可能でずっとうまくやっていこうと思うと、やっぱり執行機関の長へウエートを置き過ぎるような計画の立て方というのは如何かというふうに思っていますので、このへんでやめておきます。ありがとうございました。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

はい、御発言もありませんので、本件につきましてはこの程度で終わりたいと思います。

どうですか。休憩よろしいですか。

(「私は次の大体40分くらいやるから」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

そうですか。

それでは10分間の休憩を取りたいと思います。

休憩 午後1時56分

再開 午後2時06分

◎杉村定男委員長

休憩を閉じ会議を続けます。

次に報告案件であります「伊勢市公共施設マネジメント白書について」を議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

情報調査室長。

●江原博喜情報調査室長

それでは、伊勢市公共施設マネジメント白書について御説明申し上げます。

御手元の資料3を御高覧願います。

まず白書発行の目的でございますが、公共施設につきましては市民の皆さんの生活の場において、その目的に応じまして利用される拠点でございまして、市民全体の貴重な財産でございます。

当市におきましても、市民の皆様の様々な行政需要にお応えするため、高度経済成長期でありました昭和40年代頃から、多くの公共施設を設置してきたところでございます。

一方で、長引く不況などの影響で歳入は減少傾向をたどることが予想され、また歳出につきましては少子高齢化の進展などによりまして、社会保障関係費を含みます義務的経費の一層の増大が見込まれておるところでございます。

このような中、市の公共施設につきましては建築後30年以上を経過して老朽化が進みまして、今後、大規模改修や更新の時期を迎えることとなるところでございます。

これに伴いまして、将来的な費用負担が莫大なものになるということが予想されまして、財政的にも大きな問題になると考えておるところでございます。このことにつきましては、全国的にも問題となっている状況でございます。

当市といたしまして、これを大きな問題と捉えまして、インフラなどの施設を除きまして当市の公共施設269施設でございますが、まずはこの状況を把握いたしまして、市民の皆様や職員の現状認識を図りますと共に問題意識を共有することが必要であると考えまして、今般、公共施設マネジメント白書を発行するものでございます。

次に白書の発行でございますが、発行予定といたしましては9月上旬を予定いたしております。

それから白書の本編につきましては290ページ、概要版につきましては10ページでございます。

発行部数につきましてはそれぞれ500部、1,000部でございます。

また白書本編につきましては市議会の皆様を初めといたしまして、市の関係者の方へ配布いたしますとともに、その他希望される方につきましては有償で配布いたしたいと考えておるところでございます。

なお概要版につきましては、市の窓口等におきまして広く市民の皆様に無償で配布いたしたいと考えております。

また本編、概要版共、市のホームページで公開することといたしております。

次に今後の取り組みでございます。

当面、市役所の内部におきまして現状の認識及び問題意識の共有を図りますとともに、施設のマネジメントの必要性につきまして意思統一を図ってまいりたいと考えております。

また白書のホームページへの掲載などを通じまして、市民の皆様に情報発信を図ってまいりたいと考えております。

それから今後につきましては、人口減少社会を見据えまして、市として公共施設の維持、保全や更新についての基本的な方針を示す必要があると考えております。

このことから基本方針をまず策定いたしまして、基本方針策定後の方向性といたしましては、施設の統廃合を含めました再配置計画などの具体的な取り組みをしていくことになろうかと思いますが、これらにつきましては直接市民サービスに影響を及ぼすこととなると考えられますことから、市議会や地域の皆様の御意見を頂戴しながら進めてまいらなければならぬと考えておるところでございます。

特に再配置の計画につきましては慎重に進めていかなければならぬということで考えております。

いずれにいたしましても限られた予算の中で将来に渡りまして、行政サービスを維持しその質を高めていく必要がございます。

市の経営改善へのステップとして、市の公共施設につきましては全体最適を目指しまして、適切なマネジメントを行っていく必要があると考えておるところでございます。

最後に、公共施設マネジメント講演会の開催について御案内申し上げます。

このマネジメント白書から見えてきました現状や課題などにつきまして、職員の理解を深めるために講演会を開催することといたしております。

市議会の皆様方におかれましても、9月定例会前の大変お忙しい時期ではございますが、御参加いただければ幸いに存じます。

ちなみに、日時につきましては9月5日水曜日、午前10時30分と、午後1時30分の2回でございまして、場所は市役所本館4階第4、第5会議室でございます。

講師につきましては、株式会社ファインコラボレート研究所代表取締役の望月伸一様でございます。

報告は以上でございます。

何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

◎杉村定男委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

何回も発言してすみません。

やっと出てきたという感じですので、しっかりやってください。これは本当にそうしないと財政、資源が減ってくるので。人口も減ってくるし。

現実の問題として老朽化を迎えてくるので、どうしていくのかということで非常にま

ちづくりの視点と言いますか、そういう大きな視点で考えてもらっていかないといけない。

これからどうしていくかはまだ今のところ白書を出すというだけなので、これからのことですのでまた議論に参加させていただきますが、基本方針とかそういうことについては専門家と言うのですか、そういう方も含めた形でやっていただくほうがいいのではないか。

それから1つだけ尋ねておきたいのですが、今情報局のほうで担当されておるのですが、これはずっとおたくさんの方の所が担当されるのですか、総務ですか。そこらへんはどんな考えですか。それだけ聞かせてください。

◎杉村定男委員長

情報調査室長。

●江原博喜情報調査室長

当面、基本方針を定めていく必要があると考えておりますし、それについてもちょっと府内的、又は市議会の皆様にも御相談申し上げながら、ちょっと時間をもうちょっとかかると思いますので、そういう方向でしばらくの間、私どもでやっていきたい。

それでまた、基本方針策定後、配置計画につきましては府的な話になると思いますが、その時点でもう一度考えていくということで思っております。

◎杉村定男委員長

よろしいですか。

○佐之井久紀委員

よろしいです。もうありません。

◎杉村定男委員長

40分って言っていたのに。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

よろしいですか。

発言もないようござりますので本件につきましてはこの程度で終わりたいと思います。

以上で協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員協議会を開会したいと思います。

どうも御苦労さんでございました。

閉会 午後 2 時 15 分